

令和7年度

第3回

( 令和7年6月25日 )

安平町教育委員会

議案

安平町教育委員会事務局

## 令和7年度 第3回安平町教育委員会日程

### 1. 報 告

報告第1号 諸般報告

### 2. 議 案

議案第1号 安平町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について

### 3. そ の 他

(1)学校教育 G

(2)教育指導 G

(3)社会教育 G

(4)次回の教育委員会の開催について

日時：令和7年7月22日（火）13時30分

# 教育委員会諸般報告

自 令和7年5月28日

至 令和6年6月20日

月 日	事 項	場 所	出 席 者
5月30日(金)	追分中学校体育祭	追分中学校	教育長・学校教育担当次長
5月31日(土)	第4回明治安田生命苫小牧支社旗争奪胆振少年野球大会ホクレン旗争奪第43回北海道少年軟式野球選手権大会胆振東部ブロック予選大会	ときわ球場	教育長
6月2日(月)	定例校長等会議	総合庁舎	教育長・各教育次長・教育指導参事・各専門官・各GL・各校園長
6月2日(月)	令和7年度胆振管内教育委員会連絡協議会総会	オンライン	教育長
6月6日(木)	教育支援委員会	総合庁舎	教育長・学校教育担当次長・学校教育GL
6月8日(日)	追分小学校運動会	追分小学校	教育長
6月8日(日)	第26回ホスピタリティー安平ペタンク選手権大会	屋外スケートリンク	教育長・社会教育担当次長
6月8日(日)	追分高等学校学校説明会	苫小牧市	教育長・学校教育G
6月9日(月)	令和7年度自治会長等会議	ぬくもりセンター	教育長・学校教育担当次長
6月10日(火)	教育委員視察研修	とうべつ学園	教育委員・教育長・教育指導参事・学校教育GL
6月12日(木)	租税教育懇話会	総合庁舎	教育長
6月18日(水)	令和7年第5回定例町議会	総合庁舎	教育長・各教育担当次長
6月19日(木)	令和7年第5回定例町議会	総合庁舎	教育長・各教育担当次長
6月19日(木)	定例教頭等会議	総合庁舎	各教育次長・教育指導参事・各専門官・各GL・各校園教頭

議案第1号

安平町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について

安平町立学校職員の在宅勤務実施要領を別紙のとおり制定することについて、議決を求める。

令和7年6月25日提出

安平町教育委員会教育長 井内 聖

(提案理由)

北海道立学校職員の在宅勤務について、「道立学校職員の在宅勤務実施要領」を制定して、令和6年7月4日から長期休業期間中の在宅勤務を可能としていることに伴い、安平町立学校職員についても、道立学校職員に準じ在宅勤務を可能とするため、本要領を制定するものである。

安平町立学校職員の在宅勤務実施要領を次のように定める

令和 7 年 6 月 日

安平町教育委員会教育長 井内 聖

安平町立学校職員の在宅勤務実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、安平町立学校職員(以下「職員」という。)の在宅勤務の実施手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 在宅勤務の実施に係る基本的な考え方として、職員の希望・申請を前提として職務命令により実施することを原則としつつ、校務運営上の支障がない限りにおいては、職員の希望に応じて在宅勤務を可能とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、在宅勤務とは、次に掲げる場所(以下「自宅等」という。)において、学校と同等の勤務環境を確保し、学校における勤務と同等の職務を遂行する業務形態のことをいう。

(1) 職員の自宅(異動に伴い転居した場合は、異動前に居住していた住宅(職員が所有又は占有しているものに限る。))を含む。)

(2) 配偶者又は二親等以内の親族が居住する住宅

(実施期間)

第 3 条 在宅勤務の実施期間は、長期休業期間(安平町立学校管理規則(平成 18 年安平町教育委員会規則第 9 号)第 37 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に定める休業日)とする。

(実施日数)

第 4 条 連続して正規の勤務時間の全部を在宅勤務できる日数は原則として 5 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が認める場合には、連続する在宅勤務の日数を延長することができる。

(実施申請)

第 5 条 在宅勤務の実施を希望する職員は、原則として在宅勤務を実施しようとする日の前日(校務の運営に支障がないと校長が認める場合は、

在宅勤務を実施しようとする当日)までに、在宅勤務(申請・変更申請・取消申請)簿兼命令簿(別記様式第1号。以下「申請簿」という。)により校長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、連続する2以上の月にわたる計画的な在宅勤務の実施を希望する職員は、前項による申請に加え、当該在宅勤務を実施しようとする日の初日の1週間前までに、在宅勤務計画書兼在宅勤務等手当支給調書(別記様式第2号。以下「計画書」という。)を校長に提出しなければならない。

(在宅勤務の命令)

第6条 前条の申請を受けた校長は、次の各号に掲げる事項及び校務への影響等を総合的に勘案し、在宅勤務の実施が校務の運営に支障がないと認める場合には、在宅勤務を命ずるものとする。

- (1) 学校と同等の勤務環境を確保できる場所であること。
- (2) 職務に専念できる場所であること。
- (3) 在宅勤務で実施することができる業務であること。
- (4) 業務体制や職員の特性上、在宅勤務の実施に支障がないこと。

- 2 校長は、前条第2項の規定により申請された在宅勤務を命じたときは、当該勤務を命じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から当該勤務を終了する日の属する月の各月の初日までに、在宅勤務を命じた日、在宅勤務の計画日数及び実績日数等を記載した計画書(職員から提出された計画書の一部を変更し、又は取り消して命じた場合は、当該変更又は取消しが反映されたもの)を安平町教育委員会学校教育グループに提出するものとする。

(命令の変更及び取消し)

第7条 職員は、前条の規定により命ぜられた在宅勤務の一部又は全部を変更し、又は取り消す場合は、申請簿により校長に申請しなければならない。

- 2 校長は、業務の状況その他の事由により特に必要があるときは、在宅勤務の命令の一部又は全部を変更し、又は取り消すことができる。この場合における命令の取消しは、特に緊急性の高い業務に職場で従事させる必要がある場合を除き、原則としてその取消しを行う日の前日までに、在宅勤務(変更・取消)通知書(別記様式第3号。以下「通知書」という。)により当該職員に通知しなければならない。

3 校長は、前項のほか次の各号に掲げる事由に該当する場合は、在宅勤務の命令を取り消すものとし、通知書により当該職員に通知しなければならない。

- (1) 情報セキュリティの確保が十分でないと判断する場合
- (2) 勤怠管理が適切に行われていないと認める場合
- (3) この要領その他関係する法令等に違反する事実が判明した場合  
(職員の希望によらない例外的な取扱い)

第8条 第3条及び第5条の規定にかかわらず、校長は、感染症の拡大防止又は災害時の業務継続など、緊急時や出勤が困難と考えられる特別な事情がある場合又は妊娠中の職員が保健指導・健康診査を受けた結果、主治医や助産師から在宅勤務をするよう指導を受けた場合には、職員に対し必要な期間、在宅勤務の実施を命ずることができる。

2 前項の規定により在宅勤務を命ずる場合の手続きは、第5条の規定を準用する。

(勤務時間)

第9条 在宅勤務を実施する職員(以下「実施職員」という。)の勤務時間は、安平町立学校管理規則第16条第2項で校長が定める勤務時間とする。

2 校長は、職員の希望に応じて勤務時間の一部について在宅勤務を命ずることができる。

3 校長は、原則として実施職員に時間外勤務を命じないものとする。

4 校長は、職員に在宅勤務を命ずる場合は、職員の健康及び福祉の確保を図る観点から時間外在校等時間が生ずることのないよう留意するものとする。

(年次有給休暇等)

第10条 実施職員は、勤務時間中に私用のため勤務を一時中断する場合においては、あらかじめ年次有給休暇等の承認を得なければならない。

(職務専念義務)

第11条 実施職員は、在宅勤務を実施する日の勤務時間(休憩時間を除く。)においても、職務専念義務が課せられていることを十分認識し、職務に専念するものとする。

(業務の実施報告及び業務確認)

第12条 実施職員は、勤務の開始及び終了について、電話又は電子メール

等により、校長に報告しなければならない。

- 2 実施職員は、業務の必要に応じ、適宜、電話又は電子メール等により、校長に業務の実施状況を報告しなければならない。
- 3 実施職員は、在宅勤務において、事故等の不測の事態が生じた場合には、速やかに校長に報告しなければならない。
- 4 校長は、実施職員の勤務の状況及び成果物等について適切な方法により確認を行うものとする。
- 5 実施職員は、在宅勤務を実施した直後の出勤日に、在宅勤務実施報告書(別記様式第4号)により校長に報告しなければならない。

(在宅勤務等手当の支給)

第13条 在宅勤務を命ぜられた職員で、次の各号を満たす場合においては、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)第10条の2の6の規定による在宅勤務等手当を支給する。

- (1) 在宅勤務を命ぜられた期間が3箇月以上である場合
- (2) 正規の勤務時間(休憩等により勤務しない時間を除く。)の全部を在宅勤務する日が、1箇月当たり、平均10日を超えて命ぜられた場合

(通勤手当の改定)

第14条 計画的に在宅勤務を行う予定がある職員で通勤所要回数が2箇月以上継続して少ないことが見込まれる職員の通勤手当については、交代制勤務に従事する職員にならって通勤手当を改定するものとする。

(経費の負担)

第15条 在宅勤務の実施に伴って発生する光熱・水道費その他の経費は、実施職員が負担する。

(個人情報の取扱い)

第16条 個人情報等を含む業務を行う場合は、家族を含め第三者に業務の情報が漏洩することのないよう、細心の注意を払うものとする。

(情報セキュリティ対策等)

第17条 実施職員は、校長の許可を得て、在宅勤務の実施に必要な最小限の文書を自宅等に持ち帰ることができる。ただし、持ち帰った文書については紛失等がないよう実施職員の責任で適正に管理し、在宅勤務を実施した直後の出勤日に速やかに現場に返却するものとする。

- 2 実施職員は、職場の校務系端末(校務用PC)を自宅等に持ち帰ることはできない。

3 実施職員は、職場からUSB等の外部記録媒体、スマートフォン等の通信機器を使用し、電子データを持ち帰ることはできない。

(出勤簿の整理)

第18条 在宅勤務日における出勤簿の整理用語は、「在宅勤務」とする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

在宅勤務(申請・変更申請・取消申請)簿兼命令簿

申請日 年 月 日

- ・在宅勤務を次のとおり申請します。
- ・ 月 日申請した在宅勤務を次のとおり変更します。
- ・ 月 日申請した在宅勤務を全てを取り消します。

所 属 名			
職 名		氏 名	
実施日・内容等			
実施月日	実施場所	勤務時間	業務内容
		(休憩時間)	
月 日 ( )		～ ( ～ )	
月 日 ( )		～ ( ～ )	
月 日 ( )		～ ( ～ )	
月 日 ( )		～ ( ～ )	
月 日 ( )		～ ( ～ )	
勤務環境の確認		在宅勤務場所は学校と同等の勤務環境が確保されている <input type="checkbox"/>	
上記のとおり命令する。			校長印 印
<p>※申請、変更申請、取消申請の別を選択すること。</p> <p>※実施場所は自宅(職員自ら居住する住宅、異動に伴い転居した場合は異動前に居住していた住宅(職員が所有又は占有しているものに限る。))、その配偶者又は二親等以内の親族が居住する住宅を記載すること。</p> <p>※自宅以外で実施する場合は所在地(市町村名)を記載すること。</p> <p>※在宅勤務場所が学校と同等の勤務環境が確保されていることを確認し、<input checked="" type="checkbox"/>を付けること。</p> <p>※変更申請する場合(申請した在宅勤務の一部を取り消す場合を含む。)は変更後(一部取消後)の実施日・内容等を記載すること。</p> <p>※申請した在宅勤務の全てを取り消す場合は実施日・内容等の記載は必要ないこと。</p>			

在宅勤務計画書兼在宅勤務等手当支給調書

所属	職員番号	職	氏名

2以上の月にわたる計画的な在宅勤務の状況(月の初日において、2以上の月にわたる計画的な在宅勤務を予定している場合に作成すること)

	勤務開始日	勤務終了日	申請日・命令日	取消日
職員の申請				
管理職員の命令				

在宅勤務の計画日数・実施日数の状況

※在宅勤務を命じた日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)を1箇月目として在宅勤務の計画(実施)日数を記載すること。

※正規の勤務時間(休暇など勤務を要しない時間を除く。)の全部を在宅勤務する日の日数を記載すること。

1 箇月目の初日の状況

年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	月平均日数	在宅勤務等手当
在宅勤務								
	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数		

2 箇月目の初日の状況

年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	月平均日数	在宅勤務等手当
在宅勤務								
	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数		

3 箇月目の初日の状況

年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	月平均日数	在宅勤務等手当
在宅勤務								
	実績日数	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数	計画日数		

4 箇月目の初日の状況

年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	月平均日数	在宅勤務等手当
在宅勤務								
	実績日数	実績日数	実績日数	計画日数	計画日数	計画日数		

5 箇月目の初日の状況

年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	月平均日数	在宅勤務等手当
在宅勤務								
	実績日数	実績日数	実績日数	実績日数	計画日数	計画日数		

6 箇月目の初日の状況

年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	月平均日数	在宅勤務等手当
在宅勤務								
	実績日数	実績日数	実績日数	実績日数	実績日数	計画日数		

(実施職員名) 様

(学校長名)

## 在宅勤務(変更・取消)通知書

- 〔 ・先に命令した在宅勤務( 月 日申請分)は次のとおり変更するので通知します。  
 ・先に命令した在宅勤務( 月 日申請分)は全て取り消すので通知します。 〕

実施日・内容等			
実施月日	実施場所	勤務時間	業務内容
		(休憩時間)	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
変更・取消理由			
<p>※この様式は要領第7条第2項及び第3項により校長が在宅勤務を変更または取り消す場合に作成し職員に通知すること。</p> <p>※変更、取消の別を選択すること。</p> <p>※実施場所は自宅(職員自ら居住する住宅、異動に伴い転居した場合は異動前に居住していた住宅(職員が所有又は占有しているものに限る。))、その配偶者又は二親等以内の親族が居住する住宅を記載すること。</p> <p>※自宅以外で実施する場合は所在地(市町村名)を記載すること。</p> <p>※変更通知する(申請のあった在宅勤務の一部の取消し通知をする場合を含む。)場合は、変更後(一部取消後)の実施日・内容等を記載すること。</p> <p>※申請した在宅勤務の全てを取り消す場合は実施日・内容等の記載は必要ないこと。</p>			

## 在宅勤務実施報告書

報告日 年 月 日

確認印	校長		
	印		
所属名			
職名		氏名	
実施日・内容等			
実施月日	実施場所	勤務時間	業務内容及び従事した時間
		(休憩時間)	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
<p>※実施場所は自宅(職員自ら居住する住宅、異動に伴い転居した場合は異動前に居住していた住宅(職員が所有又は占有しているものに限る。))、その配偶者又は二親等以内の親族が居住する住宅を記載すること。</p> <p>※自宅以外で実施する場合は所在地(市町村名)を記載すること。</p> <p>※業務内容ごとに業務に従事した時間を記載すること。</p>			